

# SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会  
Japan Young Lawyers Association  
Attorneys and Academics Section

**№490**  
2011・12・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階  
☎ 03(5366)1131(代) FAX 03(5366)1141  
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

- 「最後まできっちりたたかいたい、助けてほしい」…………… 笹山尚人  
—福島原発被害弁護団へご参加を
- 放射能汚染が復興の障害に—震災PTの北茨城現地調査・報告相談会…………… 平松真二郎
- 「さよなら原発 東京北部ラリー&パレード」を開催…………… 田村優介
- 青法協らしさあふれた京都支部創立50周年レセプション…………… 寺本憲治
- 新刊旧刊**『法と民主主義』日民協創立50周年記念号…………… 海部幸造
- 障害者への勤務配慮は「温情」か…………… 岩城 穰
- 「茶のしずく」石鹸で、運動誘発の小麦アレルギーを発症…………… 飯田美弥子
- 2011年度第3回常任委員会(水戸)を開催…………… 青法協弁学合同部会  
□〈地元企画〉茨城の活動報告



ルーマニアの子ども

# 「最後までできっちりたたかいたい、助けてほしい」

## —福島原発被害弁護団へご参加を—

東京 笹山 尚人

福島第一原子力発電所の事故によって発生した多様かつ深刻な被害に対し、被害者の救済を行うために結成された「福島原発被害弁護団」は現在、被害の救済に向けて、集団訴訟の提起等の具体的なアクションを進めるべく活動を開始した。同弁護団の活動の理念についてあらためて紹介し、現在行っている活動の概要、今後の活動の方向性について報告する。

### 一 「福島原発被害弁護団」の理念

1 福島第一原発事故の発生にともない、多様かつ深刻な被害が発生している。この事故は類例のない被害規模の大きさ、また時間的にも空間的にも巨大な規模で被害の継続、長期化が予想されること、被害者には生活・経済の根底からの全面的な破壊をもたらされる場合が少なくないこと、といった特徴を持っている。また、他に例を見ない特質という意味では、地域社会全体に甚大な被害

をもたらすという点がある。

2 こうした被害の回復に対しては、すでに、いくつかの訴訟や交渉に取り組み弁護団が立ち上がっているが、本弁護団は、次のような視点を持って結成された。

被害者たちの被害に対して、全面的な賠償を求めるのは当然である。被害者の多様かつ深刻な具体的要求を受け止め、すべての被害者の共通目標である「謝罪」「賠償」「原状回復」「被害根絶」という基本実現をめざしてたたかう。

本弁護団の特徴は、福島原発事故の被害を、

「公害」としてとらえ、公害闘争としてたたかうという視点、及び、請求人団・原告団、それに対応する弁護団という形で、集団の叡智を集めてたたかう集団訴訟、政策形成訴訟型の体制をもってたたかうことにしていることであろう。

3 こういう形としたことには理由がある。

被害者の要求は、様々なものがあり得る。未曾有の事故であるがゆえに、従来の法的枠組みで救済しきれないスケールを持っている場合も少なくない。また、被害の内容も統一でないことが考えられる。

こうした原発事故の被害の特質にかんがみ、被害者の要求ごとに個別に単体でたたかうのではなく、要求の多様性には請求人団、訴訟団を結成することで対応しつつ、被害類型ごとに団結と要求をつくり、各個別の請求人団、原告団の団

結のもと、要求実現をめざしてたたかう。そして、弁護団は、各個別事件を超えて、放射能汚染の拡大防止、除染をはじめとする原状回復、被害の根絶をめざしてたたかい、また、失われたコミュニティの復旧・復興をめざす住民、自治体の活動を支援してたたかう、とするのが問題の解決のための体制として最も優れていると信じているが故である。

4 具体的には、被害者の権利救済のための訴訟や交渉、被害自治体への支援、個別事件の情報共有と研究、といったことを活動の内容にしていくこととなる。

また、今後の課題としては、全国の原発被害のためにたたかう当事者や弁護団との間の連携協力、脱原発運動へ参加といった活動が考えられる。

5 この弁護団は、福島県いわき市に避難してきている原発被害者の相談を契機に活動が開始された。そのため、福島県いわき市の弁護士、及び、東電及び国に対して解決を迫るということで東京圏の弁護士を中心に弁護団が編成され、現在、四〇名ほどの弁護士が参加している。福島と東京の弁護士のほか、埼玉・神奈川・千葉、遠くは山口の弁護士が参加している。体制としては、小野寺利孝会員、広田次男会員を代表とし、米倉勉会員を幹事長、渡辺淑彦会員を現地事務局長、そしてふつつかながら私が、本部事務局長を担当させていただくこととなった。

## 一 現在行っている活動

現在行っている活動は、集団を組織しての交渉や提訴に向けての実態調査と「被害の掘り起こし」となる。被害者からの相談聴取の活動を行うことを通じ、被害者の要求を聞き取り、それを損害論として把握していく作業を行っている。

こうした被害の把握後、請求人あるいは原告ごと、請求人団、原告団とそれに応じた個別の弁護団を本弁護団内の支部的な位置づけで結成していくことになる。

二〇一二年二月二〇日は、二二名の弁護士が参加して、いわき市で現地相談活動を行った。ここでは、四九件の相談が寄せられた。いずれも、非常に深刻な内容で、今すぐにも提訴をお願いしたいと、受任の要請を求める内容も少なくなかった。「私はこの問題、最後まできっちりたたかいたい。どうか助けてほしい」という声をいくつも聞いた。

本弁護団が、被害の完全賠償を求め、相談活動を受任につなげていく活動をする、活動においては集団の叡智を集めると訴えた点は、被害者の要求に合ったものであった。私が担当した相談者は、「幾人もの弁護士さんに相談したが、とても一人ではできないと言われてきた。この弁護団は、集団で活動することだったので、その点に期待

をかけてきたが、来て良かった」と言ってくれた。

被害者のみなさんは、ただ話を聞くだけの弁護士の相談には飽いている印象。しかし被害者の語る被害を率直に受け止め、その被害の救済のために最後までがんばろう、私たちも集団でがんばるからみなさんも一緒にがんばろう、というスタンスは、今、原発事故の被害者に求められている。まさに時宜に合った相談活動だった。

## 三 今後と、弁護団募集の呼びかけ

今後は、引き続き実態調査を継続しながら、被害救済のための交渉や訴訟の活動のために被害の内容と法律論をまとめ、具体的救済の手続きに進んでいくことになる。二〇一二年一月以降は、そうした動きを作っていくことになるだろう。

現在寄せられている相談は、大規模な請求人団、原告団になることが想定されるものが複数の規模で見込まれ、現在の四〇名たらずの弁護団体制では人員が不足していることは歴然としている。というわけで、ぜひ、全国の会員のみならず、本弁護団への参加を要請したい。日本の経済界や、支配勢力がなんとしても守りたい問題に、正面から立ち向かうたたかいである。きついはずである。しかし、歴史に残る闘争である。ぜひ、老若男女、多数の会員の参加をお待ちしている。

# 放射能汚染が復興の障害に

## 震災PTの北茨城現地調査・法律相談会

東京 平松真二郎

二〇一一年二月三日に水戸で開催された第二回常任委員会終了後、震災対策プロジェクトチームのメンバーで北茨城市まで足をのびし、地元漁業者・農業者・商工業者らと懇談会をもち、翌四日には北茨城市平潟公民館を会場に法律相談会を開催しました。

### 一 北茨城市の状況

北茨城市は、茨城県の最北端に位置し、北は福島県いわき市と接する人口四万六〇〇〇人、市の北東部に平潟漁港、大津漁港の二つの漁港を抱える水産業、農業が基幹産業の町である。三・一一の震災により、観光名所であった五浦六角堂(海に突き出した岩の上に建築された六角形の御堂)が津波で流出するなど甚大な津波被害を受けたとの

ことである。

震災から八カ月がたとうとしている二月三日でも、いまだ地震で落ちた瓦屋根にブルーシートをかけて応急処置だけ施した民家も目立つ状態であった。

常任委員会が開催された水戸市内でも、まだ地震によって生じた道路のゆがみが補修されていない状態であったが、北茨城市でも地震によってゆがんだ路面がそのまま残されている状態であった。

### 二 北茨城九条の会

北茨城市到着後、偶然、当日開催されていた北茨城九条の会三周年の集いに参加した。集いのメインは、日本科学者会議会員の岩井孝さん(日本原子力研究開発機構労組中央執行委員長でもあります)による「原発事故と放射能の影響」と題する講演であった。地元の参加者から除染の問題について、たとえば、自宅の庭木の剪定をした際に出る枝木についてどう処分すべきかなど、活発な質疑が行われた。質疑を通して除染する人が放射線にさらされること、あるいは、除染後の廃棄物の処理方法が定まっていないこと、さらには高圧水洗浄は除染ではなく、水の流れるところへの汚染の転移にすぎないことなど、除染に関する問題は、何ら解決されていないことが浮き彫りにされた。なお、北茨城市でも学校・保育所などで、除染のため表土をはぎ取るなどの措置をとっているが、残土の置き場がなく、埋め戻す措置をとっているとのことであった。

小さな町にも九条の会が根づいて、地道な活動が続いていることを実感する機会となった。

### 三 懇談会・法律相談会

二月三日夕方二時間ほど、地元の漁業者・農業者・民宿経営者など地元の自営業者と参加した

弁護士・税理士（東京青年税理士連盟の皆さん）との懇談会が持たれ震災後の状況について報告を受けた。

漁業者からは、四月以降、北茨城市沖での操業はあきらめ、千葉県沖での操業を余儀なくされており、余計な燃料代がかかっているという訴えや、茨城県が実施している水産物の放射線量のサンプリング調査は、同一海域で漁獲した検体が五つそろわなければ対象とされないことから漁獲高の少ない希少魚（高級魚）については冷凍保存して検体がそろって検査を受けてからでなければ出荷できず、結局、水揚げしても処分しているなど、原発事故によって余計な費用がかかっていることが報

告された。また農業者からは、農地の土壌が放射性物質によって汚染された結果、有機農法の継続をあきらめ、宮城県へ転出するという深刻な被害が報告された。

翌四日午前中、平潟漁港近くの平潟公民館で法律相談会を開催した。相談件数は四件と少なかったが、農業者からは、有機農業者の被害回復、損害賠償のための弁護士を組織する切実な要望があった。

#### 四 あんこう鍋

北茨城の民宿に宿泊したが、三日夜の夕食にあんこう鍋が供された。あんこう鍋は北茨城の名物

であるが、地物は、やはり放射線との関係で提供されず青森県産のあんこうということであった。福島第一原発から大量に放出された高濃度汚染水による海の汚染は、福島県沖にとどまらず茨城県沖まで広がっていることを実感させられた。

また、特にあんこうのような海底の泥の中で生息する魚は、海底に沈殿したであろう放射性物質による汚染を最も受けやすい。いつになったら北茨城で地物のあんこう鍋を食べられるのだろうか。北茨城市の住民が地震・津波による被害から復興しようにも、三・一一以降絶え間なく続いている原発による放射能汚染が、復興への障害となっていることを感じさせられた現地調査であった。

## 「さよなら原発

# 東京北部ラリー&パレード」を開催

東京 田村 優介

### 1 楽しく幅広い取り組みを つよいつい企画

二〇一一年二月二十七日（日）、東京・文京区後楽園の公園で「さよなら原発 東京北部ラリー&パレード」（通称「ラリーパレ」）を開催しました。ラリーとは集会の意味で、ニューヨークに端を発して世界中に広がっている反貧困「オキュパイ運動」などにもこの言葉が使われています。

この催しは、約六万人以上が参加した九月一九日の「さよなら原発 一〇〇〇万人アクション」

に呼応して、私の所属する城北法律事務所と東京北部五区(豊島・板橋・練馬・文京・北)の労働組合、女性団体、市民団体など、東京北部地区にゆかりのあるメンバーを中心に実行委員会を結成して開いたものです。

実行委員会では、従来の地域の取り組みの枠を超えた呼びかけ人に就任してもらおう、参加者の層や年齢の幅を広げよう、チラシはシャープでいかしたものにしよう、ラリーでは幅広い政治的立場の人や普通のお母さんなどに話してもらおう、パレードの内容は楽しく、外から見ても音やデコレーションなどで賑やかなものにしよう、などのコンセンサスのもと、準備が進められました。

本ラリー&パレードでは、エッセイストの海老名香葉子さん、ボクシング元日本ウェルター級チャンピオンの小林秀一さん、俳優の宝田明さん、漫画家のちばてつやさん、城北法律事務所の菊池紘弁護士、北部春闘会議議長の広瀬さん、北部労働組合議長の小泉さんと呼ばけ人として、賛同人には一〇〇〇万人アクションの落合恵子さん、鎌田慧さん、高畑勲さんが並びました。

## 2 ラリースタート

オープニングの前には、城北法律事務所の小沢

年樹弁護士を中心としてパレードの際のコールの練習や、トランペット演奏などを行いました。そしてラリースタート。オープニングは、劇団荒馬座の勇壮な太鼓ではじまり、呼びかけ人を代表して、小林秀一さんが「原発は『安全・クリーンなエネルギー・コストが安い』と言われてきたが、福島原発の事故で安全でないこと、いったん事故が起これば人が住めなくなるし、事故処理にとてつもないお金がかかることがわかりました。いまこそ原発をなくすべきです」と挨拶しました。

また、佐藤栄佐久前福島県知事も駆けつけ、「経産省が安全神話を振りまいて、原発を推進した」「プルサーマルやもんじゅをやめさせよう」と訴えました。福島農林連亀田会長は「収穫の秋なのに今年は充実感を味わうことができません。私たち農民に責任はありません」と訴え、さらに練馬区の二児の母親、原水禁練馬の方、郡山から避難してきた母親などが次々と原発に異議を唱えました。そして最後に、ピースポート共同代表で脱原発世界会議(二〇二二年一月一四〜二五日@横浜)の実行委員長である吉岡さんが、「被爆国である日本が今もつとつと強く原発廃止を訴えないことについて世界の人は不思議がっている。今こそみんなで原発廃止の声を大きくしなくちゃだめだ!」と聴衆をアジリ(笑)ました。

会場では、同事務所の大山勇一弁護士がガンジ

ーの衣装をまとい、「ガンジー大山のバルーンアート教室」を開催。そのほか、練馬の市民が作成し、練馬区内の線量分布を載せた「練馬区被爆マップ」や被災地の写真なども展示しました。さらに風船を多数用意し、子どもたちなどにとても好評でした。

最後に、既存の原発の計画的廃炉と新規計画の中止、高速増殖炉「もんじゅ」の廃炉、青森県六ヶ所村の使用済み核燃料再処理工場建設停止、自然エネルギー政策への転換を求める決議を採択してラリーは終了。その後、パレードに移りました。

## 3 賑やかなパレード

そしていよいよパレードスタート。「原発いらない」「放射能から子どもを守ろう」などみずから思いを書いたプラカードやうちわ、バルーンなどを持って、上野の不忍池までのパレードです。チラシに「鳴り物(カスターネット、笛、フライパン&しゃもじ、などなど、なんでもOK)を持ってご参加ください!!」と書いたこともあり、パレード参加者は、思い思いの「楽器」をもって集まりました。

城北法律事務所からも弁護士・事務局とその家族などほとんどの事務所員が参加し、ペットボトルを再利用したマラカスやうちわを作成して準備しました。太鼓やトランペットなどもパレード



に同行しました。さらに小沢弁護士が本パレードのために考案した「ダダダダ脱原発」、「放射能NO!ノーサンキュー」、「原発スバツとやめましよう」というようなシャープでキャッチーなコールが受け、みなさんノリノリで応えていました(参考にされたい方、小沢弁護士までご連絡ください。リズムともにお教えします)。大変賑やかで楽しいパレードとなりました。参加者からも「楽しかった」との声がたくさん寄せられました。

#### 4 取り組んでみて

当日の参加者は約六〇〇人に達し、ラリー・パレードとも成功に終わりました。従来を超えた層や若者が多く参加したかという点、それほどではありません。その意味

賑やかなパレード

で課題は残ります。しかし、従来このような運動に参加してきた人が夫や妻、子どもを連れて参加するなど少しずつではありますが、広がりを感じました。本パレードの準備段階や当日に思ったことは、やはり原発の問題については世間の関心が高く、他の課題のパレードなどは大きく反応が違うということです。チラシを街で配っていても受け取りはとも良く(小さな子ども連れの母親はほとんど受け取る)、パレードでも沿道から声援を受けたり、パレードに飛び込み参加があったりするなどとても反応がよかったです。

当日の様子は東京新聞などで報道されただけでなく、パレードの様子がユーストリムやニコニコ動画でインターネット中継されたことも、これからの新しい取り組み方として注目に値するでしょう。

今、原発をなくそうという運動は本当に活発になっていきます。法律家として被害救済などの問題に取り組むと同時に、全国津々浦々で集会・パレードをして声をあげていくことも重要です。今後も引き続き運動を進め、原発に頼らない国、経済をつくるべく、がんばっていききたいと思います。

# 若手とベテランが集い青法協らしさあふれた 京都支部創立50周年記念レセプション

京都 寺本 憲治

## 一 はじめに

「私たちは、先輩諸氏のこの五〇年の活動を本  
当に誇りに思います。本日は、過去を振り返ると  
同時に、この節目の機会にあたり、先輩諸氏や若  
手会員、関係者の方々が、一同に集まり懇親をし  
て頂くひとときです。これからの青法協はどうあ  
るべきか、過去にできなかったが今ならできると  
はないのか等々、皆様から、いろんなヒントを  
頂ければ幸いです」(京都支部創立五〇周年記念  
誌・吉田誠司事務局長の挨拶より引用)。

私自身は弁護士二年目です。それだけに五〇年  
という歴史の重みを感じ、この日を迎えました。

青法協京都支部は、一九六二年五月二日に結  
成大会が開かれ、二〇二二年の今年、創立五〇周  
年を迎えました。そこで、二〇二二年一月四日  
(金)午後五時三〇分より、御所西京都平安ホテル  
(旧平安会館)にて「青年法律家協会京都支部創立  
五〇周年記念レセプション」を開催しました。当  
日はあいにくの雨天でありましたが、ベテランの  
弁護士から修習予定者まで合わせて約七〇名もの  
方々の参加がありました。東京から弁護士学者合  
同部会の松尾文彦事務局長をはじめ、京都弁護士  
会、近畿青年税理士連盟や京都青年司法書士会、  
青法協奈良支部などからも、来賓としてお越し  
いただきました。

## 二 盛り上がった パネルディスカッション

第一部は、湖海信成会員、村山晃会員、松宮孝  
明会員をパネリストとし、山崎浩一会員をコーデ  
イネーターとして、「激動する司法制度五〇年を  
振り返って」と題するパネルディスカッションを行  
いました。

二期の湖海会員は、元裁判官の立場から、一  
九七〇年代に行われた最高裁からの青法協攻撃、  
任官拒否問題を回想し、自身が裁判官会員として  
研究会などの活動を継続してきた経過を語って  
いただきました。





盛況だったパネルディスカッション(写真上)と懇親会(下)

一三期の村山会員は、元日弁連副会長の経験も交え、日本の司法が司法反動の時代から司法制度改革の時代に移るに際して、青法協がこれに意欲的に関わってきた経過を振り返り、その意義の高

さを語っていただきました。また、若い力は絶対に必要であり法曹養成のプロセスの中で司法改革を行っていきたいと意欲を燃やされていました。

松宮会員は、立命館大学法科大学院研究科長の立場から、司法改革により法科大学院制度

が生まれ、各大学がそれをどのように受け止めてきたかを報告し、ロースクールだけではなく法学部自体の志願者が減少している現状を憂い、法曹という仕事の魅力をもっとわれわれは語っていかないといけないと訴えられました。ただ、受験生の減少は、実際に受験する者にとっては法曹になりやすい状況ともいえ、何のために法曹になるのかをより具体的に考え是非とも法曹になってほしいと受験生にエールを送られました。

パネルディスカッションの後半からは、コーディネーターの山崎会員が「近時の司法制度の大きな論点として法曹人口の問題がある。法曹人口が増える人権活動をする弁護士が減ると言うことが言われているが、会場に、あえてこの意見に賛成か反対か、尋ねてみたい」と質問を投げかけました。これには「賛成」「反対」「どちらでもない」と意見が分かれ(どちらでもないという意見が多かった)、発言が相次ぎました。

「絶対数が多くなると必然的に人権問題に関心がある弁護士も増える」「人権活動に取り組むかどうかと法曹人口の問題は関係がない、むしろ法曹教育の問題である」「関係がないと言いたいが、現実には影響は否めない」「人口を増やすこと自体に問題があったのではなく、急激に大幅に“増やした”ことに問題があったのだ」「需要などまったく見

込めていないにも関わらず、まず増員ありきの議論がおかしい」など、会場の七、八名から率直かつ活発に発言・討論がなされ、パネルディスカッションは会場を巻き込み、大いに盛り上がりを見せて終了しました。

### 二 懇親会

第二部は、午後七時半より、同ホテル内で場所を変えて、懇親会を行いました。まず、あきみ たつあき 勸立明会員（創立時の支部議長）に乾杯のご挨拶をいただきました。勸会員によれば、この会場は、偶然にも五〇年前の五月二日、京都支部の結成大会が開かれたのと同じ場所であったとのことであり、会場からは驚きの声があがっていました。次に、京都弁護士会会長の小川達雄会員から「祝辞をいただき、「人権の取り組みを拡大させてきた五〇年の歴史の中核を担ってきたのが青法協である」とし、その活動の意義の高さを語っていただきました。

さらに、弁護士学者合同部会の松尾文彦事務局長から「祝辞をいただき、「修習生の会員がいて部会をつくって活動しているのは青法協だけである」とのお話をされ、若手にも広く門戸が開かれている青法協の良さを感じました。実際に、会

場には、修習生・修習予定者の方が参加されており給費維持活動のためのカンパを募っていましたが、多数のカンパと温かい励ましの言葉が多く、弁護士からなされており、若手とベテランとの融合という青法協らしさが伝わってきました。

その後、他業種の来賓の方々からも「祝辞をいただき、青法協兵庫支部からは祝電を頂戴しました。それから、それぞれのテーブルを代表して一人ずつ話をするようになりましたが、特に、来年度京都市長選挙に立候補する中村和雄会員からは、開かれた司法をめざそう、新しい京都市政をとともにつくっていく」との力強い言葉をいただきました。

懇親会の終盤では、山口貞夫会員から、「青法協の組織と力が世界的な意味を持って必要とされる日がくる、がんばろう」との熱いスピーチを行っていただきました。最後に、京都弁護士会副会長かつ青法協京都支部前事務局長の黒澤誠司会員から閉会の挨拶をいただきました。

### 四 最後に

懇親会・二次会が終わり、帰り道に再び創立五〇周年記念誌をそと開いてみました。二期の山口貞夫会員が寄稿された文書の一文が目飛び

込んできました。「今、わが国は、行き詰まった経済と財政、大災害と原発事故、政治不信、人口減、家庭崩壊などなど、実に多くの困難を同時に抱えて閉塞感に覆われ、歴史的転換期に直面していることを感じさせるものがあります。奇しくも支部創立五〇周年を迎えるときにあたって、今こそ青法協は民衆の権利を守り、その幸せと正義を実現するため、ますます存在意義が強まっていることを会員諸氏が再確認し、結束して力量を発揮されるよう期待します」。

私は今、弁護士として、民衆の権利を守り、幸せと正義を実現する働きが少しでも出来ているのだろうか、青法協会員の一人として先輩弁護士に少しでも近づきたい、そういった思いがこみ上げ、明日からまた新たな気持ちで全力で仕事に取り組みもうと決意し、家路を急ぎました。



# 新刊 旧刊

一九五九年二月に「安  
保改定阻止法律家会  
議」が結成され、同「法  
律家会議」が六〇年安  
保条約改定の後、日民  
協に発展的に改組され

たのである。  
日民協は、設立以来、「独立と平和と民主主義  
の確立」「人権の擁護伸張」と「司法の民主化の実  
現」を目標として活動し続けてきた。詳しくは、  
本記念号の久保田稯前日民協理事長（東京農工大  
名誉教授）の論稿「日民協の五〇年とこれから」を  
お読みいただきたい。  
加入法律家団体は、現在、自由法曹団・日本  
労働弁護団・全司法労働組合。青法協は日民協  
設立当初は加盟していたが、青法協攻撃の中、現  
職の会員裁判官への配慮などから一九七〇年一  
月に離脱している。しかしその後も親しい関係が  
続いており、人的にもつながりや交流が大きい。  
日民協の個人参加者は、学者・税理士・司法書  
士、さらには全司法労働組合員（OBを含む）と  
幅広い。また、青法協にはもう出席をされない大  
先達が出席され、その警咳（けいがい）に接する

る。  
さて、「法と民主主義」日民  
協創立五〇周年記念号。その  
メインは「次世代へのメッセージ  
……時空を超えた書簡集」と銘打っ  
た、五五組のメッセージの送り手と  
その受け手の書簡集である。それぞ  
れの分野でたたかいて切り開いてこられたその道  
の先達たちが、各々次世代に受け継いでもらいた  
い思いを伝えるメッセージと、それを受けとめる  
次世代の応答。書き手は弁護士・学者・裁判官・  
税理士・司法書士・家裁調査官・全司法委員長  
等々と多士済々。日民協ならではの企画と言え  
る。  
取り上げられているテーマは、内藤功弁護士  
（送り手）と川口創弁護士（受け手）による平和的  
生存権をめぐる書簡に始まり、核兵器廃絶、脱原  
発、選挙制、憲法二五条、患者の権利運動、市民  
オンブズマン、中国人戦後補償裁判闘争、公害根  
絶・環境保全の取り組み、格差・貧困問題、差別  
の根絶、えん罪根絶への取り組み、裁判員制度、  
司法改革、働くものの団結の再生など、現代社会  
において法律家が取り組む広範な分野を網羅す  
る。

## 『法と民主主義』日民協創立五〇周年 記念号をぜひ読んでほしい



### 1

日民協が、今年創立五〇周年を迎え、こ  
の度、機関誌『法と民主主義』の記念号を  
発刊した（二〇一二年八・九月号へ四六一号▽「平  
和・人権の確立と司法の民主化をめざして」・定  
価二〇〇円＋税）。日民協を知らない若い会員  
もおられると思うので、まず簡単に紹介をした  
い。

日民協が、今年創立五〇周年を迎え、こ  
の度、機関誌『法と民主主義』の記念号を  
発刊した（二〇一二年八・九月号へ四六一号▽「平  
和・人権の確立と司法の民主化をめざして」・定  
価二〇〇円＋税）。日民協を知らない若い会員  
もおられると思うので、まず簡単に紹介をした  
い。

日民協が、今年創立五〇周年を迎え、こ  
の度、機関誌『法と民主主義』の記念号を  
発刊した（二〇一二年八・九月号へ四六一号▽「平  
和・人権の確立と司法の民主化をめざして」・定  
価二〇〇円＋税）。日民協を知らない若い会員  
もおられると思うので、まず簡単に紹介をした  
い。

### 2

日民協が、今年創立五〇周年を迎え、こ  
の度、機関誌『法と民主主義』の記念号を  
発刊した（二〇一二年八・九月号へ四六一号▽「平  
和・人権の確立と司法の民主化をめざして」・定  
価二〇〇円＋税）。日民協を知らない若い会員  
もおられると思うので、まず簡単に紹介をした  
い。

送り手たちの短い文章の中には、それぞれの分野で状況を切り開いてきた人々ならではの鋭い認識と次世代に引き継ぐ思いのエッセンスが込められ、「珠玉」とも言える言葉が散らばる。また、受け継ぐ側の世代の心意気と若々しいエネルギーが心地よい。

この本は、読み手が、項目あるいは語り手に対する自分の興味にしたがって、どの頁を開いてもらってもよい。しかし、広範なテーマを網羅するこの書簡集は、全体として現在の日本社会の人權、平和、民主主義、司法をめぐる状況を知る格好の案内書・入門書となっている。

**3** 本書は、特に若い法律家、修習生の皆さんにぜひ読んでいただきたい一冊である。みずからの法律家として有り様を考える上での手引きあるいはヒントの一つとなると思う。

(東京 海部幸造)

# 障害者への勤務配慮は「温情」か

大阪 岩城 穰

## 一 はじめに

バス事業を営むある会社では、労働協約で、心身状況や家庭事情などによって決められた勤務シフトにしたがって勤務するのが困難な労働者について、本人の申出を受けて協議を行い、必要な配慮を行う「勤務配慮」という制度を設けていた。「排尿・排便障害」という中途障害を有するに至っ

た労働者のAさんはこの制度に基づいて担当シフト(運番)について配慮を受けていたが、今般会社はこれを一方的に廃止し、Aさんを通常のローテーションに組み込んだため、排泄が自由にならないAさんは当日欠勤などが激増し、事実上勤務を続けることが困難になった。

このような措置は障害者の人権という見地から問題はないのか。これを問う訴訟が、神戸地裁尼崎支部で始まった。

## 二 Aさんの中途障害

Aさん(四三歳)は、一九九二年に阪神電鉄に入社し、バス事業部門で一貫して勤務してきたベテラン運転手である。ところが、一九九七年に受けた「腰椎椎間板ヘルニア」の手術の後遺症で「神経因性膀胱直腸障害」で「排尿・排便異常」の身体障害が残った。この障害は、排尿や排便を自分の意

思でコントロールすることができず、下剤を服用するなどして数時間をかけて強制的に排便する等が必要なものである。

### 三 「勤務配慮」による安定した勤務

当時阪神電鉄には「勤務配慮」という制度があった。これは、心身の状況や家庭の事情等によって、決められた労働条件にしたがって勤務するのが困難な労働者について、本人からの申出を受けて個別協議を行い、勤務に支障が生じないように必要な配慮を行う制度である。

Aさんはこの制度を利用して協議を行い、①乗務は午後からとする、②時間外労働は避ける、③前日の勤務終了から翌日の勤務開始までの間隔を一四時間、最短でも二時間以上空けることとする、という「勤務配慮」を受けてきた。

### 四 バス事業の分社・統合と「勤務配慮」制度の廃止

ところが、二〇〇九年、バス事業部門が分社化され、従前からあった阪神バスに統合されたが、その際、阪神電鉄・同社労組、阪神バス・同社労組の「四者協議に関する合意書」で、「勤務配慮は原則として認めない」とされた。Aさんは二〇〇

九年四月に阪神バスに移籍したが、勤務配慮はしばらく続けられたものの、二〇一二年一月から「勤務配慮を廃止して、通常の勤務シフトで勤務させる」と二方向的に通告され、実行された。

その結果、Aさんは勤務時間に合わせた排便コントロールがまったくできなくなり、二〇一〇年一月〜二月の一年間で当日欠勤(欠勤扱い)は〇回、当日欠勤(年休扱い)は四回しかなかったのに、二〇一二年一月だけで当日欠勤(欠勤扱い)三回、二月は六回、三月は八回に及ぶことになった。このままでは解雇されたり退職せざるを得なくなることは明らかである。

Aさんは、通常シフト(ローテーション)での勤務を行う義務のないことの確認を求める仮処分命令申立を神戸地裁尼崎支部に行ったが、会社は「勤務配慮は温情的措置にすぎず、労働条件ではない」「勤務配慮を無制限に続けることは、乗務員間の公平感を損ない、ひいてはバス事業の正常な運営に支障を来す」と主張して争ったため、仮処分事件は二〇一二年三月まで勤務配慮を延長することと和解し、訴訟により解決することとなった。

### 五 障害者権利条約を中心とする世界と日本の流れ

身体・精神に長期的な障害がある人への差別撤

廃・社会参加促進のため、障害者権利条約が二〇〇六年に国連総会で採択された。ここでは、障害に基づく差別を、①直接差別、②間接差別、③合理的配慮の欠如の三類型として禁止している。

二〇一二年三月現在の批准国は九九カ国である。日本はまだ批准していないが、二〇〇七年九月に署名し、現在国内法を整備して批准に向けた準備が進められている段階である。

また、仮に条約の批准前であっても、日本国憲法一四条一項は「法の下の平等」を定め、あらゆる差別を禁止しているのだから、すでに国際的に承認されている前記のような差別類型は、日本国憲法も禁止していると解すべきである。

### 六 「勤務配慮」の一方的廃止は障害者に対する差別にあたる

本件における「勤務配慮」は、結果として前記の「合理的配慮」に当たるものであり、これを廃止することは、障害者権利条約が禁止している差別に該当することは明らかである。

障害者権利条約を批准しても、実際にそれが多くの民間企業で実現されなければ意味がない。その意味で、大企業は率先して合理的配慮を行っていくべきであるのに、この会社は、逆に、これまでの「勤務配慮」を廃止しようとしているのだから

ら、企業の社会的責任(CSR)の見地からいっても、言語道断といわなければならぬ。

会社は、「乗務員間の不公平感」をいうが、阪神バスには三七〇名もの運転手が在籍しているのだから、Aさんへの勤務配慮を続けることは決して困難ではないし、多くの運転手たちはAさんの事情を知れば、不公平感を持つことはないのではなかろうか。

そして、そのような啓発活動こそ、会社が行っていくべきではないのか。

## 七 障害は、社会との関係で障害となる

世界保健機構(WHO)は一九八二年の国際障害者に際し、障害を三つの段階で定義している。

- ① impairment (機能的、形態的な身体障害)
- ② disability (能力的障害)
- ③ handicap (社会的不利)

これは、視覚障害を例にとると、視神経に機能的に問題がある場合が「impairment (機能的障害)」。それが視力に影響を及ぼし、近視や視野変状になった場合が「disability (能力的障害)」。それによって社会生活に支障が起きるほどであった場合が「handicap (社会的障害)」である。

①の「impairment (機能的障害)」があっても、

「道具」(眼鏡やパソコン画面の拡大など)によって②の「disability (能力的障害)」はカバーされうるし、②があっても、社会がそれを「道具」や「仕組み」によって補えば、③の「handicap (社会的障害)」とならなくて済むのである。

つまり、機能・能力障害は、社会の配慮との相関関係で「社会的障害」となるのである。

そもそも視力をはじめ、誰でも能力において平均より劣る点があり、結局は程度の差である。そう考えると、①・②の障害は、ある意味でその人の「個性」といえる。

そんな人たちに対して、できるだけ社会の側が配慮して、その障害が③の社会的障害にならないようにしようというのが、障害者の権利の歴史であった。

だから、障害者が安心して働ける・生きられる社会は、障害を持つに至っていない健全者にとっても働きやすい・生きやすい社会なのである。

それゆえに、阪神バスのように、障害者と健全者を対立的にとらえることは誤っている。

Aさんの提訴は、決してAさんだけのためではない。障害を持ちながらも、また障害を持つようになったとしても、安心して働けることを願う、すべての人々のためでもあるのである。

## 八 多くの皆様のご支援を

二〇一一年八月二六日の神戸地裁尼崎支部への提訴は、多くのマスコミに注目され報道された。一〇月二五日に第一回期日が行われたが、これから本格的な論争が始まる。

Aさんのように、働き続けながら会社と裁判をすることは、大変なことである。

皆さんの注目と支援をお願いしたい。  
なお弁護団は、中西基、立野嘉英弁護士(いずれも大阪)と私である。



# 「茶のしずく」石鹼で、運動誘発の 小麦アレルギーを発症

東京 飯田美弥子

## 一 テレビ報道

先月下旬から、私の許に、テレビ取材が続きました。勝った事件についてのインタビューならよかったのですが、被害者本人としての取材なので、格別嬉しくもありませんでした(実年齢はばれるし……)。弁護士であって被害者というのは、滅多にない経験だから、と気持ちを奮い立たせて、対応しました。

実際、「茶のしずく」石鹼の被害は、軽いものではありません。また、石鹼で食物アレルギー(それも、運動誘発タイプ)を引き起こすというのは、取材に来たレポーターの方々も、なかなか正しくは理解していませんでした。

視聴者に正確に知ってもらいたい、現にその石鹼を使っている人たちにパニックを起こしてほしくない、それが「茶のしずく」東京弁護士団の団長・事務局長からの取材要請を受けた動機でした。

## 二 被害実態

### ① 発覚の経緯

先月時点での厚生労働省の発表で、「茶のしずく」

「石鹼による被害者は、全国で四七一名、うち六六名が入院をともなう重篤な症状であったということ」です。私は、厚生労働省には把握されていないものの、これまでに三回、アナフィラキシーショックを起こし、うち二回は救急措置をしてもらった経験がありますから、もっとも重篤な被害者の一人に該当します。

「茶のしずく」石鹼は、真矢みきという人気女優が「諦めないで」と訴えかけるCMで、爆発的に売上を伸ばした洗顔石鹼です。通信販売専門で、回収を始めるまでに四六〇〇万個を売り上げていた、ヒット商品です。爆発的に使用者が増えたことよって、成人女性の間に「運動誘発の小麦アレルギー」の発症者が急が増えたことから、「茶のしずく」石鹼との因果関係が推定されたということではないでしょうか。

二〇一〇年一〇月、アレルギー学会で、「茶のしずく」石鹼の中の物質(グルパール19S)が、運動誘発小麦アレルギーを発症させると発表されたということです。

### ② 私の場合

二〇〇六年秋ごろから(真矢みきのCMのずっと前から)、同石鹼を使っていました。成分表示を確かめるくせもなく、クレンジングオイルなど

を使わなくてもダブル洗顔をすれば化粧も落とせるという手軽さと、お茶の香りが気に入ったので、注文しました。割高ですが、まとめ買いをすると、割引があるので、一〇個ずつまとめて買っていました。

最初にショックを起こしたのは、二〇〇八年二月二四日(日)午前、ジョギングの途中で体が痒くなり始め、どうにか家に帰りつき、ジョギングウェアをかなぐり捨てて、全身をかきむしっている間に、プツリと意識を失いました。全裸で倒れた状態で気がつきましたが、血圧が下がっていたため、立ち上がることができず、半日かかって、家の中を歩けるまでになりました。

翌日、病院に行き、アナフィラキシーショックで死にかけていた、危なかったのよ!と医師から叱られました。血液検査の結果、一週間後に、小麦とグルテン(小麦のたんばく質)が原因と言われました。朝食の味噌汁に入っていた麩が原因でした。

命には代えられないので、小麦製品(パン・麺・てんぷらなど揚げ物・ハンバーグなどパン粉入りの食品、カレーやシチューのルー、餃子やシューマイ、春巻きなどの皮……)を摂るのを諦めました。ショック発現時に服用する薬を携行するようにしました。

小麦を摂っていないければ大丈夫と高をくくって、同年一月九日(日)、ジョギング中に、再び、ショックが起こってしまいました。薬(リンデロン)を服用しましたが、ショックのスピードがゆっくりになるだけで、治まりませんでした。自分の目で見ることができる両手は、真っ赤で、野球のグローブのように腫れあがっていました。

アスファルトの道路上に倒れ込んだところで、たまたま通りかかった三輪車の坊やが声をかけてくれ、母親を呼んできてくれたので、救急車を呼んでもらえました。

救急救命センターに入院となりました。原因は、漢方薬のつなぎに使われていた「デンプン(小麦由来)」でした。小麦を完全に除去することの困難さを実感したので、運動することを諦めました。

しかしそれでも、二〇〇九年三月五日(木)朝、事務所までウォーキングで出勤したところ、八階に向かうエレベーターの中で、ショックが始まってしまい、事務員におおわれて、すぐ裏にある主治医のところへ文字通り担ぎ込まれました。救急センターでボスマシンの注射を受けました。

歩くこともできないのかと、このときは弁護士を続けられないかもしれない、と落ち込みました。物を食べるのが怖くなり、昼食には塩と梅干

しのおにぎりばかり食べていました。なってしまったものは仕方がない、と食物と運動をコントロールして、以後、過ごしてきました。

### 三 おわりに

最後のショックから二年あまりが経った二〇一一年六月二日、「茶のしずく」石鹸の製造販売元である悠香から、商品リコールのしがきが来たことで、自分も被害者であったことを知りました。同じ事務所の松尾文彦弁護士に薦められて、東京弁護士に被害者として名乗りをあげました。

二月五日現在、全国で一五の被害弁護士ができています。通信販売であるため、被害者が全国に広がっているのです。

運動誘発小麦アレルギーに罹患させられることの被害(小麦製品が食べられない、運動できない)、ショック発現(死の現実の危険)の恐怖をどう評価するか。これまでにない問題だと思えます。

来年の提訴に向けて、全国の弁護士団で議論がなされています。

皆さん、是非、お力をお貸しください。



# 裁判員制度の見直しについての提言を採択

## 震災・原発問題、大阪二条例案などを議論

二月一日・三日、二〇一一年度第三回常任委員会が水戸市・県民文化センターで開催された。参加者は二支部一地域三七名。鳥海準弁学合同部会議長と地元茨城を代表して丸山幸司会員が挨拶した後、修習生・法科大学院生・学生支援、及び東日本大震災・原発問題、憲法、司法問題について議論が交わされ、「『大阪府教育基本条例案』および『職員基本条例案』の撤回および廃案を求める意見書」「日本政府に対し南スーダンへの自衛隊施設部隊の派遣決定の撤回を求める決議」「衆議院の比例定数削減に反対するとともに、現行選挙制度の抜本的改革に関する討議を求める決議(別掲)」と「裁判員制度の三年後『見直し』に向けた提言(「号外」に掲載)」が採択された。

### 一 修習生・法科大学院生

#### ・学生支援

本部修習生委員会の津田二郎会員(東京)から修習生委員会の活動について報告がなされた。

修習生の給費制維持の取り組みについては、一月二十七日の給費制バレードと院内集会に一五〇〇名ほど集まったことをはじめ、連日の議員会館前の挨拶行動や議員要請など活発な運動を行っているが、国会議員の反応は良くなく、情勢は依然厳しいことが報告された。

修習生の支援について、新六四期の現状と、新六五期のプレ研修・勉強会が盛況で、六五期部会設立準備会のメーリングリストの参加者は一〇〇名を超える状況であることが報告された。四団体事務所説明会(二月一日)への参加申し込みも多く、ビギナーズネットの影響で活動が活発だった六四期につづく活動が予想され、修習生部会設立総会を二月一日に行うことが報告された。

法科大学院生支援については、年二回(総会と勉強会)で全国の法科大学院生を集め連携を図ろうとしているが、十分ではない。活動に関心のある法科大学院生がいれば声をかけて、本部に連絡をいただきたいと呼びかけがあった。

続いて各地の活動報告では、諸富健会員(京

都)から、ビギナーズ・ネットを中心に給費制維持を求める活動を支援しており、中心となるメンバーで自主ゼミを行い、つながりを保っているとの報告があった。阿部潔会員(宮城)からは、ビギナーズ・ネットはよくやっている。地震の影響もあるが例会が定例で開かれなくなったのががんばりたいとの報告があった。半田みどり会員(大阪)からは、学生支援の学生ゼミを京都・神戸と一緒に開催していることや、合格者を対象に修習生活や二回試験について若手弁護士が教える何でも相談会、大阪支部独自に四団体事務所説明会を行う予定で、五〇名ほど申し込みがきていることが報告された。また大阪では、合格発表後修習開始前だけにプレ研修をしているが、合格発表前に合格するかどうかかわからない者を受け入れるのは難しいとの問題提起があった。

北村栄会員(あいち)からは、以前、青法協に入ると選択肢を狭めるとして途中で止めた人がいて、なかなか誘いづらい。法科大学院生の四分の一しか受からないという現実は大きいとの報告があった。

その後討議では、六〇期代の若手会員を中心に発言が相次ぎ、青法協としてのどのような支援をしていくのかが話し合われた。松尾文彦会員(東京)は、就職問題と関連して、同会員が所属する事務所では、事務所訪問に訪れた修習生に、人権活動

をすすめる弁護士が事務所経営をどのようにして成り立たせていくのかという講演が行われることが恒例となっていることを紹介した。先輩たちが、地域などで運動し、事件活動を行い、相乗的に事務所運営をすすめてきたことを改めて振り返り、新たな会員と力を合わせ双方が豊かに発展していくことの提案が新鮮に受け止められているとの報告だった。

## 一 東日本大震災・福島原発事故をめぐるとの問題

特別報告として、広田次男会員(福島)から報告があった(次号で講演要旨を掲載予定)。

その後、森孝博会員(東京)から、千葉県旭市での調査・相談、いわき市に隣接した北茨城市での調査・相談についての取り組みなど、震災プロジェクトチームの活動報告があった。また、法律家五団体主催で原発被害連続講座について、鳥海準議長(東京)から報告があった。

続いて米倉勉会員(東京)から、いわき市で結成された原発被害弁護団について報告があった。現在、避難区域のいくつかの町から一〇〇名単位で相談が来ており、みんな大変な状況で、通りいっぺんの回答では救済にならない。金銭賠償の通常の考え方には要望に添えず、新しい発想、現状

回復の新たな考え方が必要である。元の生活に戻るには、填補賠償の考え方は追いつけず、生じた損害の公平な分担というセオリーでは解決しない。損害賠償理論を秋元理匡会員(千葉)を中心に組み立てており、年が明けたら請求していくので支援をよろしくお願したいと発言があった。

鳥海議長から、法律家五団体の取り組みとして原発被害連続講座の報告と、原発問題についての全国研究交流集会について紹介があった。かつての公害研究交流集会のように研究者と実務家が交流して、理論的課題を検討していく必要がある。法律家だけでなく、学者やジャーナリストの団体などと検討・交流を図り、実務に活用できるよう、原発とは何か、放射能の人体への影響、原発による損害賠償の問題、原爆と原発の関係、核の平和利用の推進、過疎地に原発が立地される理由、法律家は何をすべきかなど共通に使える知識を提供できる場として集会の準備を進めていることが報告された。

その後、各地の原発差止訴訟の動きについて毛利倫会員(福岡)から、玄海原発の廃炉を求めて、弁護団一〇〇名規模、原告一〇〇〇名規模で訴訟を予定しており、川内の原発に対しても訴訟の話があるので運動してやって行きたいとの発言があった。

続いて、東日本大震災についての各地の取り組

みが報告された。阿部潔会員(宮城)から、弁護士会を通じて、復興特区について学者を呼んでの勉強会の報告があった。それに関して鳥海議長から、特区にするといわれている地域は、そもそも過疎化の地域、経済に特化した特区をつくっても発展は見込めないのではないか。経済発展を目的とする特区は方向として間違っているのではないか。シルバー産業など地域特性を踏まえたもので、震災による過疎を踏まえた復興を考えるのが合理的との発言があった。また原発問題について、青法協でも、原発問題全国研究交流集会で分科会の一つを担いたいと思っていると発言があった。

一日目の最後に、地元茨城(企画)として、神栖ヒ素事件、霞ヶ浦導水事業、茨城での震災・原発問題について報告を受けた(別掲)。

懇親会では、佐藤大志茨城県弁護士会会長より挨拶をいただいた。

### 三 憲法課題の報告と討議

#### 1 大阪二条例案

二日目は、本部憲法委員会の大山勇一会員(東京)から、大阪で行われたW選挙の状況について報告がなされた。そして遠地靖志会員(大阪)から、W選挙では、大阪維新の会が圧勝であったが、

政策の内容をわかって投票した人はそんなに多くないのではないか、状況は小泉内閣が郵政解散したときに似ているのではないかと、職員・公務員に対する不信感があるところ、橋下元知事なら何とかしてくれるのではないかと思った人が多かったのではないかと、橋下の「独裁」は怖いけど期待する、という人が多かったのではないかとという意見がなされた。

引き続き大山会員より、執行済みの「『大阪府教育基本条例』および『職員基本条例』の撤回および廃案を求める意見書」の説明が行われた。二条例は、実に様々な論点が存在するが、半田みどり会員(大阪)からは、条例案については、子どもが学び、発達するという視点がなく、物を製造するような条例案で、市長が変わればどうなるのかという点も議論しなければならぬのではないかと、「基本条例」なので、提出されてしまえば具体的な処分がなされる前に違憲性を争うことは難しいのではないかとという意見が出され、今後大阪で若手会員を中心に問題提起して行動していきたいとの表明がなされた。意見書は、拍手で事後承認された。

#### 2 定数削減

次に定数削減について、「衆参議員の比例定数削減に反対するとともに、現行選挙制度の抜本的

改革に関する討議を求める決議」(案)の提案説明がなされた。定数削減は、衆議院のみならず参議院の比例定数を削減すること、二大政党にますます有利な選挙制度となることが問題であるとともに、小選挙区制における憲法上違憲となっている一票の格差を直す区割りの変更がまずもって急務であることが報告された。

諸富会員から、決議案について、政策として何を実現したいかという背景事情(消費税増税との交換条件)についても触れておくべきではないかといった意見がなされた。これらの意見を踏まえ、決議案は、拍手で承認された。

#### 3 南スーダンへの自衛隊派遣

引き続き、本部憲法委員会事務局長の平松真二郎会員(東京)から「日本政府に対し、南スーダンへの自衛隊施設部隊の派遣決定の撤回を求める決議」(案)について提案説明が行われた。南スーダンは、今年独立したばかりで国内情勢が不安定であり、PKO五原則のうち、武器使用基準を改めるといった議論になっていること自体が問題ではないかといった問題提起がなされ、阿部潔会員(宮城)からは、PKO五原則の内容を明記すべきではないかとの意見がなされた。これらの意見を踏まえ、決議案は、拍手で承認された。

#### 4 TPP参加交渉

その後、TPPの参加交渉に対して青法協としてどのような意見を出すべきか議論された。

討論のなかで、阿部会員(宮城)は、TPPの協議条項となっている「紛争解決」について何を意味しているのかがわからない、青法協としては「紛争解決」を糸口に司法問題として取り上げていくべきではないかと意見がなされ、丸山幸司会員(茨城)からは、問題となるテーマが膨大であるので、根本的なところから考えていかなければならないといった意見がなされた。

また、加藤寛之会員(千葉)からは、情報の憶測だけで議論がなされていることがそもそもその問題点であり、日本国以外にTPPに交渉している団体から直接情報を得ることはできないかといった意見がなされた。

### 四 司法改革問題

司法改革については、本部司法改革問題対策委員会で作成した「裁判員制度の三年後『見直し』に向けた提言(案)」についての議論がなされた。

本部司法改革問題対策委員長の立松彰会員(千葉)より、青法協の会員の中でも裁判員裁判賛成論・反対論など様々な見解があることに加え、広

範な守秘義務のために評議の実態が検証され得ない実情があることから、今回の提言は、制度の廃止や修正の提案ではなく、あくまで「三年後の見直し」にあたっての課題を幅広く提示する提言として承認を求めるものであることが説明された。

そして、提言案に示された各論点(公判前整理手続、厳罰化傾向、対象事件の範囲、無罪判決に対する検察官の公訴権など)について報告した後、会員による討論が行われた。

諸富会員から、上訴審で取り消された事件を誤判と扱うかどうかは評価がむずかしいところがあるので断定は避けた方がよいのではないかと意見がなされた。

加藤寛之会員から、裁判員裁判の経験を踏まえ、「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の大原則を裁判官、弁護士により正確に説明する必要を強く感じたという発言がなされた。

北村栄会員(あいち)は、裁判所では応報がまずありきになっているように思われ、裁判員も裁判所の感覚に引っ張られているのではないかとといった意見がなされた。

井上泰会員(神奈川)から、少年事件の記録については、裁判員裁判では十分な証拠調べがなされていないのではないかという指摘があり、これに関連して加藤寛之会員が、法廷証拠法則のようなものが制度として必要ではないかといった立法

論についての意見もなされた。

少年事件に関連して、金子祐子会員(神奈川)から、五五条移送について、裁判員には少年院と少年刑務所の違いがわかっていないとの指摘がなされ、その点を補うためにも弁護士としては、処遇の実情、制度趣旨の理解を弁論に盛り込むべきであるという意見がなされた。

これらの討議を踏まえた上で、「裁判員制度の三年後『見直し』に向けた提言(案)」は採択された(「号外」に掲載)。

最後に、鳥海準議長(東京)が閉会の挨拶を行い、議事は終了した。

(文責 星野文紀・園田洋輔)

青法協弁学合同部会二〇一二年年度第三回常任委員会◎決議・意見書

「大阪府教育基本条例案」および「職員基本条例案」の撤回および廃案を求める意見書

二〇一二年二月四日

青年法律家協会弁護士学者合同部会

憲法委員会

地域政党「大阪維新の会」は、二〇一一年九月二二日、大阪府議会に「大・三・阪府教育基本条例案」と「職員基本条例案」を提出し、今年二月二十五日までの府議会会期中の可決成立をめざしている。

このような条例案が成立すれば、教育や公務の現場に多数派の意見があらさまに介入し、監視と競争をもたらすことで、行政の公平かつ民主的な運営の原則が侵害され、住民に対する人権保障が低下し、ひいては児童生徒たちの教育を受ける自由も侵害されてしまいかねない。そして、条例制定によって、憲法をはじめ教育基本法や地方公務員法の理念が覆されるといふ違憲・違法な状況が生じれば、これが全国に波及するおそれがあり、害悪は計り知れない。

そこで、青年法律家協会弁護士学者合同部会憲法委員会は、以下の理由により、両条例案の撤回および

第1 教育基本条例案、職員基本条例案に共通する問題点

廃案を強く求める。

1 懲戒および分限処分の列挙について

両条例案はそれぞれ七〇項目以上もの懲戒処分事由を列挙して「標準的な処分」と定めており(職員条例案二〇条、教育条例案二四条)、徹底的に職員・教員への嚴重処分を貫徹して支配統制を強化する姿勢を明らかにしている。

しかし、職員・教員の懲戒処分は任免権者の権限であり、これについて議会が一律の処分基準を定めることは任命権者の判断権を侵害するものであり、地方公務員法二九条に反する。教員については、府教育

委員会の人事権(地域教育行政法三三条三号)および市町村(政令市以外)の教育委員会がもつ懲戒に関する内申権(同法三八条)の侵害を生じる。

また、そもそも懲戒処分には制限がある。地方公務員法二九条一項がその要件(地方公務員法違反、職務上の義務違反、職務を怠った場合、非行のある場合など)を定めており、さらに懲戒事由に該当すると認められる行為の性質、態様等のほか、当該公務員の右行為の前後における態度、懲戒処分等の処分歴、選択する処分が他の公務員および社会に与える影響等、広範な事情を総合してなされなければならないとされる(最高裁判昭和五二年二月二〇日判決、四国財務局事件)。本来であれば、これらの事情を任免権者が個別的に判断して適切な処分がなされなければならないのに、任免権者ではない府議会が「標準的な処分」を定めるといふ形で、その判断権を侵害することとは許されず、適切な処分権行使が害されてしまう。

特に教育基本条例案においては、教育委員会は教員の処分にあたって「大阪府人事監察委員会」の審査結果を尊重しなければならず(教育条例案二二条二項、三〇条(一四)号、三二条(五)号)、これ自体が教育委員会の判断権を侵害している。さらに知事が「教育委員会は懲戒・分限処分を怠っている」と判断すれば教育委員の罷免が可能となり(教育条例案二二条二

項)、府議会が「教育委員会は処分を怠っている」と判断すれば教育委員会に対して報告を求めることが可能となる(教育条例案二三条一項)。このように、教育委員会の任免権は形骸化されており、教員への処分内容が政治的影響を直接に受けることになってしま

## 2 五段階の相対的人事評価について

両条例案は、職員・教員の人事評価について、相対評価による五段階の評価区分を設けている(教育条例案一九条、職員条例案二一条)。そして、二年連続で下位5%のDランクとされた職員・教員は分限免職の対象とする(教育条例案二八条四項、職員条例案二四条四項)。

しかし、そもそも分限免職は法律により制限されている。勤務実績が良くない場合、心身の故障のため職務遂行に支障がある場合、その他その職に必要な適格性を欠く場合、および職制変更や予算減少による廃職・過員が生じた場合のみ分限免職は可能である(地方公務員法二八条一項)。そして、「その職に必要な適格性を欠く場合」とは、簡単に矯正することのできない持続性を有する素質、能力、性格等に起因して当該職員の職務の円滑な遂行に支障があり、または支障を生ずる高度の蓋然性が認められる場合をいうとされている(最高裁昭和四八年九月一四日判決)。ところが、両条例案は実質的にこのような要件を満たすか否かを問わず、機械的に二年連続でD評価とされた者を免職の対象としているのであり、地方

公務員法二八条一項に違反する。

また、絶対評価ではなく相対評価としている点も問題である。すべての職員・教員が問題のない勤務態度であったとしても、必ず下位5%と評価される者がいることになり、きわめて不当である。東京地裁平成一年一〇月二五日決定(「判例タイムズ」一〇五〇号一九九頁、「労働判例」七七〇号三四頁)も、相対評価において平均的水準に達していないからといって直ちに労働能力が著しく劣っているとはいえないと述べて、相対評価に基づく解雇は権利濫用であり無効と判断した。両条例案はこうした裁判所の判断にも反しており、公正であるべき人事評価を大きく歪めるものである。

このように徹底した相対評価によるランク付けは、職員・教員の間に競争をもたらすとともに、互いに協力しあつて課題に取り組むのではなく、他者を追い落として高評価を得ることに主眼をおいて行動する職員・教員を生み出すことになってしまい、不当である。

## 第2 教育基本条例案の問題点

### 1 徹底した競争教育

教育基本条例案は、「他人への依存や責任転嫁をせず、互いに競い合い自己の責任で道を切り拓く人材を育てること」を教育理念に掲げている。自己責任論のもとで児童生徒を徹底した競争に駆り出すことをう

たっている。さらに同条例案は、「グローバル化が進む中、常に世界の動向を注視し、激化する国際競争に迅速的確に対応できる、世界標準で競争力の高い人材を育てること」を理念としている(教育条例案二条)。

このように本条例案は、国際的な経済競争に勝利して国家に貢献する人材育成づくりが教育の理念であると露骨に宣言している。豊かな成長発達のために教育を受ける主体として児童生徒の人格や尊厳を尊重する教育観ではなく、あくまで「国家のための教育」を打ち出しているのである。

そして、本条例案は、全国学力テストおよび府独自の学力テストの結果を市町村別・学校別に公表すると定めている(教育条例案七条二項)。同時に、府立高校の学区制(現行四学区)を廃止して府内全域を一学区にする(教育条例案四三条)。これにより、全府立高校がテスト結果という指標により序列化される。各校では常にテストの点数を上げることに主眼が置かれるようになり、児童生徒のもつ多様な能力や個性を発揮することは度外視されることとなる。

三年連続で定員割れとなった高校を統廃合するという規定(教育条例案四四条二項)は、そうした競争をいっそう激化する。生徒を集めるためにもテスト結果を向上させることが至上命題となり、下位校には生徒は集まらなくなる。

わが国の教育は他国と比較しても激しい競争的環境にあり、二〇一〇年六月には国連子どもの権利委員

第3回常任委員会

会が日本政府に対して「過度に競争主義的な環境による否定的な結果を避けることを目的として学校制度および学力にかなする仕組みを再検討すること」と勧告する最終所見を採択した。競争教育が児童生徒への重大なストレス負荷となり、多くの児童生徒がいじめ、不登校、精神的抑うつ、中退などの問題を抱え、自殺する児童生徒も多数にのぼっている(二〇一〇年の自殺数は、小学生七名、中学生七六名、高校生二〇四名となっており、そのうち「学校問題」が自殺理由とされるのは小学生二名、中学生三六名、高校生八一名となつている。警察庁「平成二二年中における自殺の概要資料」より)。教育基本条例案は、こうした児童生徒の実情に追い打ちをかける危険性が高い。

2 国家主義教育の強化

本条例案は、「我が国及び郷土の伝統と文化を深く理解し、愛国心及び郷土愛に溢れるとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する人材を育てること」を教育理念に掲げている(教育条例案二条)。

二〇〇六年に改正教育基本法が国会審議された際には、愛国心教育を盛り込むことへの強い批判が出されたことから、同法二条五号は「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する」という文言とされた経緯がある。ところが本条例案は、直接的に愛国心を明記している。教育への政治介入を可能とする規定と相まって、知事や議会が学校現場に愛国心を強要する事態が危惧される。

また、橋下徹前知事が「君が代斉唱を拒否する教員を処分できる条例が必要」と述べたことを受けて本条例案が提出されている。職務命令に三回違反した教員は分限免職処分とする規定(教育条例案三八条)は、特に君が代斉唱の職務命令に従わない教員への処分を想定していることは明らかである。この規定により、学校現場では今以上に君が代・日の丸の押し付けが強まり、教職員および児童生徒の思想良心の自由(憲法一九条)の侵害はいっそう重大化する。

なお、侵略戦争を美化する歴史教科書の採択が問題となつているが、これとの関係で、すべての府立学校に「学校協議会」が設置され、採択すべき教科書の推薦について同協議会が協議をおこない(教育条例案二二条二項)、これを踏まえて校長は教育委員会に対して教科書を推薦し(教育条例案八条四項)、教育委員会は校長の推薦を尊重して教科書を採択しなければならぬと規定されている(教育条例案八条五項)。

学校協議会の構成員は校長が保護者や教育関係者の中から囑託するものとされており(教育条例案二条一項)、囑託要件や欠格事項、協議の構成を図る制度規定は皆無である。したがって、校長が選んだ地元の有力者からなる学校協議会が、教科書採択をめぐる政治的対立の場となつたり、政治的圧力の道具とされたりする懸念がある。

3 教育に対する政治介入

本条例案は、知事が高等学校教育において実現すべき「目標」を設定し(条例案六条一項)、それを法的

効力ある「規則」とすることを定めている(教育条例案二条一項)。

知事が定めた「目標」は絶対的であり、教育委員が「目標を実現する責務を果たさない場合」には罷免の対象となる(教育条例案二条二項)。さらに府議会には、教育委員会が知事の定めた「目標」に従っていない場合や、懲戒・分限処分を怠つた場合など、事務執行を「怠つておそれ」がある場合には、教育委員会から府議会への報告を求めることができる(教育条例案二三条一項)。さらに府議会は教育委員会が事務を怠つておそれると議決することができる(条例案二三条一項)。

知事が定める「目標」については、対象事項、決定時期や回数などの制限は一切ない。教育委員会と協議すること以外には手続規定はまったくなく、その内容の公正さが担保される保障はない。保護者・教育関係者や諮問機関から意見を聴取するなどの手続も一切定められていない。要するに、内容的にも手続的にも、知事はまったく自由に教育の「目標」を決定できるのであり、それを通じて容易に教育の政治利用ができる。

知事選挙のたびに、または知事の気が変わるたびに、教育の「目標」を三転三転させることも可能となる。「自虐史観の歴史教科書は使用しない」、「殉職した英霊に感謝を捧げる」などの目標を定めることも可能であり、「全国学力テスト上位五位以内」という目

標設定も可能となる。「目標」は数十項目の多数にわたることも可能である。教育の「目標」が知事選挙の争点となることも考えられ、当選した知事は「この目標が民意だ」として政治的対立の結果を教育現場にそのまま持ち込むことになる。

このように、ときの政治家が教育の「目標」を定めることは、教育内容に対する明白な政治介入であり、教育基本法一六条(不当な支配の禁止)に違反するとともに、教育を受ける自由(憲法二六条)への侵害となる。たとえ多数の支持を得た知事や与党派であっても教育現場への介入は正当化されず、それはあくまで「不当な支配」として禁止される。そもそも教育基本法が「不当な支配」を禁止したのは、政治が教育に介入して子どもたちを戦場に送りこんだ戦時教育への反省にある。すなわち、戦時中に絶対的な権力を握った政府・軍部であっても、議会の圧倒的多数を占めていた大政翼賛会であっても、一定の政治勢力が教育に介入することは許されないとするのが教育基本法の趣旨であり、教育に介入する勢力が多数派であるか少数派であるかは問題ではない。

なお、前述のように知事が教育委員を罷免できるとするのは、罷免事由を心身の故障や教育委員たるに適しない非行というに値する義務違反に限定した地方教育行政組織法七条一項に違反する。

#### 4 保護者に教育責任を課し、公教育の責務を

##### 放棄

条例案は、「保護者は、学校の運営に主体的に参画

し、より良い教育の実現に貢献するよう努めなければならない」と義務付けている(教育条例案一〇条一項)。保護者には意見や要望を述べる権利は保障されず、幅広い裁量をもって学校運営を行う校長(教育条例案八条一項)への協力と貢献だけが義務付けられている。しかも、保護者は「不当な態様で要求をしてはならない」(教育条例案一〇条二項)と定められているので、正当な意見表明すら委縮させられる。保護者が自主的に連帯して学校に要請を行うなどの行動は、公式な学校運営の枠外であり禁止されることになるであろう。

他方、「保護者は、学校教育の前提として、家庭において、児童・生徒に対し、生活のために必要な社会常識及び基本的生活習慣を身に付けさせる教育を行わなければならない。」と定められている。教育条例案一〇条三項)。親の職業や経済事情などにより家庭内教育が十分に行えないなど各家庭が抱える多種多様な課題を捨象して、「基本的生活習慣を身につけさせていない親は義務違反だ」、「それは学校の役割ではない」とされてしまう。しかし、本来であればそうした課題を抱えた子どもと家庭に向き合って一歩一歩解決していくことこそ必要なはずであり、そこに公教育の役割がある。

部活動についても、教員が授業に最大限注力できるよう、「保護者の参加及び協力」のもとで実施すべきとされている(教育条例案四六条)。部活動や時間外活動にも取り組んで児童生徒の健全な成長発達に

寄り添う教員像ではなく、授業とテスト成績向上に集中する教員像が予定されている。その一方で保護者は部活動の実施に協力する義務を課されるのである。

なお、条例案四〇条は、公立学校が学校法人化(私立化)された場合を想定して、法人化された学校に再就職の「機会」があるときは、本人がそれを望んでいなくても分限免職できるという規定をおいている。公務員の地位を安易に失わせる点で不当であるとともに、公立学校の私立化を推進すると同時に大量の教員を免職する意図をうかがわせる規定となっている。

これら規定を通じて、本条例案は保護者に教育責任を課す方向性を向いていることが分かる。教育を実施すべき本来の役割は行政ではなく保護者や地域住民が負っているものであり、財政支出は「教育責任の履行」と「学力向上の成果」に対して振り向けられる。それによって大幅な教育予算の削減が可能となる)、という一九八〇年代の英米流の教育改革と同じ指向性がみられるのである。このことが、公教育の責任放棄と、教育現場の荒廃(学校間競争、学校間格差の増大、保護者間の対立)をもたらしただことは歴史的に明らかである。

### 第3 職員基本条例案の問題点

#### 1 成果主義の徹底

職員基本条例案は、前文において「能力と業績に応じた人事」を徹底し、「成果をあげる職員には、責任



ある仕事の機会を与え、それにふさわしい処遇を行う」と述べている。そして、人事評価は任免権者が定めた業務目標を最も効果的かつ効果的に達成することを目的とすると定めている(職員条例案三条一項)。  
しかし、公務員は「全体の奉仕者」であり(憲法二五  
条二項)、府知事が掲げる目標達成への奉仕を強いる  
評価基準を定めることは、「全体の奉仕者」たる性格  
に反する。

さらに人事評価の基準として「能力評価」と「業績  
評価」を明示し(職員条例案八条)、徹底した成果主  
義を導入しようとしている。成果主義は基準の不明  
確さや恣意的判断が問題となり、職場の疲弊や不団  
結、士気の低下も指摘される。このような制度を公  
務員に導入する必要はない。

ましてや、公務員の職責からすれば、その評価の基  
盤は住民の人権保障と行政の公平かつ民主的運営とい  
う要請に応えることにあるべきである。府知事はその  
手段として目標を設定するのであって、その目標達成  
自体を目的化して人事評価の基準とするのは本末転  
倒である。

## 2 幹部職員の公募任用

本条例案は、上級幹部職員を「準特別職員」(職員  
条例案二条二項二号)と称し、広く公募により採用す  
る任期制職員とする(職員条例案五条一・二項)。これ  
は、公平な競争試験または選考により採用する(地方  
公務員法一七条三項)という原則とは大きく異なり、  
府知事による恣意的・政治的な採用が可能となつてし

まう。

さらに同条例案は、準特別職員の唯一の採用基準は  
「マネジメント能力(組織を通じて運営方針を有効に  
実施させる運営能力)」であると定めている(職員条例  
案五条四項)。上意下達の組織運営を行う能力が必要  
だというのである。しかし、本来の幹部職員に求めら  
れる能力は、住民の声をくみ上げて行政に活かすこ  
とである。

結局のところ、本条例案は知事の意向を行政の  
隅々に行きわたらせる幹部職員、つまり知事にとって  
の「イエスマン」を側近として登用することを可能と  
するものである。

# 日本政府に対し南スーダンへの自衛隊施設部隊の 派遣決定の撤回を求める決議

## 1 南スーダンへの陸上自衛隊施設部隊 派遣を決定

日本政府は、二〇一一年二月一日、国連平和維持  
活動(PKO)協力法に基づき、南スーダンに展開し  
ている「国連南スーダン派遣団(UNMIS)」への  
陸上自衛隊施設部隊の派遣を決定した。

## 第4 結論

以上のように、教育基本条例案、職員基本条例案  
には、憲法の理念に違反する重大な問題点が多数存  
在しており、大阪府でこのような条例が制定された  
場合には、全国に与える悪影響は計り知れない。

よって、青年法律家協会弁護士学者合同部会憲法  
委員会は、大阪維新の会に対して両条例案を撤回す  
るよう、また大阪府議会に対して両条例案を廃案と  
するよう強く求めるものである。

もとより、日本国憲法は国権の発動たる戦争と武  
力行使、武力による威嚇を固く禁じており、国連の  
平和維持活動とはいえ、軍事組織である自衛隊が武  
器を携行して海外に派遣されること自体、武力行使  
に及ぶおそれがあることは否定できず、憲法九条一項  
に違反するものであると言わざるを得ない。

日本政府は、来春をめどに陸上自衛隊施設部隊(二  
〇〇名)を派遣する方針を決定し、同国の首都ジュバ

を拠点に活動する方針を明らかにしている。決定に先立って派遣された政府調査団の報告によれば、首都ジュバ周辺は比較的治安が安定しているとされている。

しかし、一月二〇日には、南スーダン北部の避難民キャンプ近郊にスーダン国軍による空爆があり、一月二日には、同国北東部の上ナイル州において、武装勢力がスーダンから越境攻撃を行い、応戦した南スーダン国軍兵士五名を含む一八名が死亡し、七〇名を超える負傷者が出ていと報じられている。そして、ヨハネスブルク発の報道によれば、南スーダン国軍報道官は、「スーダン政府は、南部の武装勢力に武器を供与して南スーダンを攻撃させていると非難するなど両国の緊張は今なお緩和されていない。」

## 2 P K O五原則にも違反するおそれ

野田首相は、一〇月三二日の衆議院本会議で自衛隊は「現行法の枠内での派遣」と答弁し、藤村官房長官は南スーダン国内の治安情勢について「P K Oへの脅威はない」と答弁しており、P K O五原則の範囲内の派遣であることを強調している。

南スーダンは、二〇〇九年あまりにわたるスーダン政府との間の内戦の末、二〇〇九年七月、スーダンから分離独立した独立国であり、国連は、内戦の終結、二〇一一年一月の独立の是非を問う住民投票の実施を含め南スーダンにおける平和構築に尽力してきた。その国

連においても、①当事者の同意、②中立、③武力行使は自衛の場合に限定されることがP K Oの根幹的原則として確認されている(ブラヒミレポート)。

わが国のP K O協力は、国連のP K Oに関する根幹の原則を受けて制定されたものであり、わが国がP K O活動に参加するためには、(一)紛争当事者間の停戦合意、(二)日本の参加に対する紛争当事者の受け入れ合意、(三)中立的立場の厳守、(四) (一)ないし(三)が遵守されない場合の撤収、(五)武器使用は生命の防護のための必要最小限に限るといふ五原則が満たされなければならない。特に、武器使用基準は、一九九二年の国連平和維持活動協力の制定に際して「自己または自己と共にいる隊員」の防護に限定され、二〇〇一年の同法改正に際して「自己の管理下に入った者」あるいは武器・装備を守る際にも武器を使用することができると確認された。そして、緊急避難あるいは正当防衛のための武器使用であれば、その必要性の判断は、個々の武器使用者に委ねられることになる。すなわち、指揮命令系統による武器使用は武力行使と一体のものとして忌避されてきたところである。

しかしながら、同国は内陸に位置し、首都ジュバの飛行場は狭隘で大型輸送機の離発着は困難とされ(日本政府調査団の報告)、同国に最も近いウガンダのエンデベ空港を経由しても、同国ジュバまで四〇〇キロを陸路輸送する必要がある。すなわち、日本から自衛隊の活動を支える食料、機材などの物資は、

アフリカ東岸のケニアのモンバサ港から陸路、あるいはウガンダのエンデベ空港から陸路、南スーダンのジュバへ輸送する必要がある。これでは、自衛隊の活動のための補給と兵站のために治安が安定しているとはいえない地域に自衛隊の活動範囲を広げざるを得ない状況が予想されている。

## 3 武器使用基準の緩和の動きも

これを先取りする形で、民主党は、内閣・外務・防衛合同部門会議でP K O派遣における自衛隊の武器使用基準などを定めたいわゆるP K O五原則の見直しに向け、P K O協力の改正の検討に入ったと報じられた。

武器使用基準の緩和がされ、上官からの命令による武器使用が認められることになれば、それは日本国の意思として部隊が統一的に武器を使用することにつながり、それはまさに憲法九条一項が禁じる国権の発動としての「武力行使」に該当するものであり、武器使用基準の緩和は、日本国憲法が定める平和主義、国際協調主義と真つ向から対立することは明らかである。

紛争当事者あるいは武装している人間に対するものであったとしても、組織としての自衛隊が現地の人々に銃口を向け、日本政府の行為として武器を使用することは憲法の禁じる武力行使にほかならず、それは人道的措置ではありえない。

#### 4 P K O違反および武器使用緩和は 武力行使に当たる

そもそも海外における武力行使につながる自衛隊の海外派兵自体憲法九条一項に違反するものである。

平和維持活動への協力であってもP K O五原則、特に、紛争当事者の停戦合意、紛争当事者の受け入れ合意、中立的立場の厳守、これらが守られなければ自衛隊の海外派遣は許されない。今回、南スーダンに自衛隊を派遣するために、P K O五原則、とりわけ武器使用基準の緩和が議論されること自体、今回の派遣が、P K O五原則に違反する派遣であるとの疑念を持たれても仕方あるまい。また、派遣前からP K O五原則の見直しが検討されているようでは、紛争当事者間の合意が破られた場合の撤収を含むP K O五原則を遵守した活動にとどまらないおそれが否定できない。

まして、派遣を決定した後、武器使用基準を緩和し、あるいは撤収基準を緩和するなど、P K O五原則の見直しが必要となるような派遣は、本来P K O協力法に違反する海外派兵に当たると言わざるを得ない。

#### 5 自衛隊海外派遣に反対する

そもそも、自衛隊が南スーダンで行う活動は、道

路整備や橋梁の架橋など社会資本整備である。それならば、軍事組織である自衛隊ではなく、N G Oや民間企業を含む文民が果たすべき役割にほかならない。停戦合意が成立し、紛争当事者の受け入れ合意があるならば、軍事組織である自衛隊を派遣することが不可欠ではない。

にもかかわらず、自衛隊施設部隊の派遣にこだわ日本政府の姿勢は、自衛隊の海外派兵の結論から出発したものであると言わざるを得ない。当部会は、

### 衆参議院の比例定数削減に反対するとともに、 現行選挙制度の抜本的改革に関する討議を 求める決議

#### 1 衆院選挙制度に関する各党協議会の動き

二〇一二年一〇月一九日から衆院選挙制度に関する各党協議会が開始されている。一月一五日に民主党は、まずは二〇一二年臨時国会において小選挙区の区割りの是正を行なう、最高裁から違憲であると指摘されている一票の格差是正を先行させたいと、選挙制度自体の改革については先送りする考えを示した。そして、その代わりに、衆院選挙区画定審議会(区割り審)設置法改正案を採択する

日本政府に対し、陸上自衛隊施設部隊の派遣決定を撤回するとともに、N G Oや民間企業中心の復興に協力するよう求める。

二〇一二年二月三日

青年法律家協会弁護士学者合同部会  
第三回常任委員会

#### 2 民主党・自民党のねらい

二〇一三年八月二九日に衆院議員の任期が満了するが、新選挙制度の周知期間が一年程度必要とされていることからすると、一票の格差是正は、たしかにまったなしの時期を迎えているといえる。

際に、その付則にて「定数削減を含めた抜本的な改革に関する検討を各党間で行う」との付帯決議を行うことを提案した。この提案に自民党も賛意を表明している(一月二六日付読売新聞)。

しかし、民主党は二〇〇九年総選挙時のマニフェ

エストにおいて衆院比例定数の八〇人削減を掲げており、野田佳彦首相も、消費税増税など国民負担増をおしすすめながら、そのためにも「政治家も身を削らなければならない」（一月三日時事通信）と述べるなど、増税とセツトとなる政策として定数削減への意欲を強く有している。このことからすると、今回の民主党の提案は、二〇一二年通常国会において比例定数削減を実現するための地ならしであり、自民党も将来の定数削減という目的を同じくしているために賛意を表明していると見るべきである。

### 3 小選挙区制のデメリット

もともと小選挙区制は、大量の死票を生み出し、二大政党に有利で小政党に不利な選挙制度であるところ、この小選挙区制を維持したままで民意を反映する機能が強い比例代表の定数だけを削減することは、多様な民意を忠実に国会に反映させる機能を失わせ、国会の代表民主制（憲法四一条）の機能を弱めることにつながる。

また、日本の国会議員の数は他国に比べて多いということはない。このことは単位人口当たりの議員比率をヨーロッパ諸国と比較してみれば明らかである（人口一〇万人あたりの国会議員数は、日本は〇・五七人であるのに対し、イギリス二・二八人、

ドイツ〇・八一人）。

### 4 抜本的な選挙制度改革を求める動き

民主党の上記提案については、選挙制度の抜本改革が担保されないとして自民党を除く七党が反対している。また、中選挙区制の復活をめざす「選挙制度の抜本改革を目指す議員連盟」が二月十七日に民主党・自民党を含む超党派で結成されるなどの動きもみられる（一月十九日付朝日新聞）。さらに、小選挙区制度を導入した国会議員からも導入が失敗であったことを率直に認める発言が相次いでいる（渡部恒三・民主党、加藤紘一・自民党、園田博之・たちあがれ日本）。

このように小選挙区制の抜本的な改革を求める声が各党、有力な議員からも上がっている。

### 5 参院でも定数削減の動き

衆院と同じく参院でも最高裁から一票の格差が違憲である指摘されているなか、二月一四日に選出された平田健二参院議長は「一票の格差、定数削減は最低限実現しなければならない」（二月一四日付毎日新聞）と述べている。民主党は前述した二〇〇九年マニフェストにおいて参院の定数四〇削減を掲げており、衆院とともに比例定数部分を削減対象としてくる可能性が非常に強い。

### 6 比例定数削減に反対し、選挙制度の抜本改革を求める

一九九四年に小選挙区制が導入されて以降、二大政党に有利な議席配分の結果、二大政党以外の政党に投票する国民の要求が国会から遠ざけられてきた。こうした小選挙区制の欠点の結果、政治は活力を取り戻すどころか、弱者切捨てと格差・貧困の社会が作られ、自衛隊海外派兵に見られるような「戦争する国」となったのである。

本部会は二〇一〇年九月四日に「衆議院議員の比例定数の削減及び参議院議員の定数削減に反対する決議」をあげ、国会議員の定数削減に強く反対し、民意を適正に反映する選挙制度の実現を求めた。本部会は、各党協議会の始動に際して、同協議会に対して、あらためて国会議員の定数削減に反対するとともに、例えば比例代表を中心とする制度や中選挙区制度など、民意をより反映する制度を導入することを含めた抜本的な選挙制度改革について、国民の声に耳を傾けて大いに討議するよう強く求める。

二〇一二年二月二日

青年法律家協会弁護士学者合同部会  
第三回常任委員会

地元茨城企画

神栖ヒ素事件と  
茨城での地震・原発被害



第三回常任委員会が茨城県水戸市で行われ、地元水戸からは、私のほか五來、長瀬の計三名の弁護士から茨城における事件などに関し報告した。本稿では、すでに本誌で何度か報告している神栖ヒ素事件については新たな進展についての報告にとどめ、霞ヶ浦導水事業については割愛し、主として震災・原発問題について、当日行われた報告内容とやや異なった視点から記したい。

□ 神栖ヒ素事件

神栖ヒ素事件は、茨城県神栖市において、旧日本軍が製造させた毒ガス原料のジフェニルアルシン酸が不法投棄され、地下水を汚染し、周辺井戸を飲用していた住民に健康被害が出た事件である。二〇〇六年七月二四日付で公害等調整委員会に一〇家族三四名を申請人（後に一家族五名が参加申立）として提起した責任裁定申請事件は、二〇一二年二月二九日、審問を終了した。

同事件では、公害等調整委員会が選任した専門委員報告書が、不当にも多くの健康被害との因果関係を否定する内容であるなど重大な問題があったため、専門委員を人証として申請したが、さらに不当なことにこれを理由なく却下する決定をした経過がある。弁護団は、専門医三名の協力を得て、最大限の立証を尽くしてきたが、国と茨城県の抵抗は強く、和解勧告も拒否してきた。手続外では、医療手帳の事実上の恒久化が実現するなどの成果も勝ち得たが、被害の全面救済へ向けて弁護団は最後まで力を尽くす態勢である。

□ 茨城県の地震・原発事故被害について

二〇一二年三月二日は、茨城県も震度六の強い揺れと津波にみまわれた。

私たち茨城県の会員は、弁護士会で開催した震災電話相談や各地の市役所・避難所などで開催される相談会、原発事故の被害者救済支援センターに参加するなどして対応してきた。その中では、当初こそ屋根瓦の落下や塀の倒壊による物損などに関する相談が多かったものの、次第に被害の波及が実に多様に起きていること、被害の程度にも著しい格差が見られることなどがわかってきた。

私の限られた経験の中で深刻さを痛感したのは、東海村南台団地の滑動崩落・液状化現象による住宅・宅地損傷被害である。

東海村南台団地は、一九七三年ころに民間会社が造成した団地で、山を切り崩し、その土で谷を埋めた約七〇〇戸の大規模造成団地である。この団地は、今回の地震により、南北崖面が滑動崩落し、東側は液状化現象を起こしたため、約六〇戸の住宅が全壊ないし一部損壊の被害を受け、敷地の地割れなども発生している。三〇戸の住宅が居住不能となり、各所に避難している。

専門家に聞くところによると、現在の知見に基

づけば、技術的に問題があるとされる施工がなされた同様の造成地が多数放置されているため、同様の被害はどこでも起きうる状態だそうである。

南台団地の住民は、高齢などの理由から生活再建が困難な家庭も少なくなく救済の必要性は高いが、行政は救済のための十分な努力をしているとは言い難いばかりか、法的措置をとることも困難であるため、住民は困難なたたかいを強いられている。本件への取り組みと同時に、同種被害が発生しないような政策形成の努力が求められる。

原発事故の被害も、個別の被害の差違は著しい。相談の中では、福島第一原発で働いていた方の家族が、避難はしたものの避難先となった住居が狭隘であることからストレスが大きく、家族の不和が拡大して一家離散状態になってしまったという事例などが存在するものの、一般の県民から弁護士に寄せられる相談事例は乏しい。農畜産業の被害、漁業被害などについては、農協や漁協を通じての直接請求が行われているようであるし、訴訟事件として海辺の観光施設等の事案がみられるくらいであるが、被害の掘り起こしの努力不足も否めず、力不足を思い知らされているところである。

福島第一原発の被害が顕在化していないとはいえ、原発に対する県民世論は大きく変化している。茨城大学地域総合研究所のアンケート調査で

は、東海第二原発の運転再開について、周辺住民の八割強が反対ないし慎重姿勢、水戸市民も九割が再稼働に慎重と発表されている。こうした世論を背景に、東海村村長は国に廃炉の意見をしているし、一八の市民団体が東海第二原発の再稼働中止と廃炉を求め五万人超の署名を県に提出するなどの動きもある。

東海第二原発は、三・一一の地震により外部の主電源と予備電源を喪失し、非常用炉心冷却システムも停止したため、地震から七時間後の時点で、原子炉内の水温、圧力は、通常の運転時とほとんど変わらない状態に上昇していた。その後、水温と圧力、水位変動などを見極めながらの作業が続く中、一四日午前外部電源が復旧し、同日深夜に非常用炉心冷却システムも作動し、一五日前〇時四〇分ようやく冷温停止状態になったということである。首都東京まで百数十キロの原発でこのような綱渡りの状態にあったということには戦慄が走るが、二〇一〇年九月に防潮壁を六メートルにかさ上げしていなければ、今回の高さ五・四メートルの津波によって、福島第一と同様な事故となっていたことは間違いない。

福島第一事故の被害救済に取り組みと同時に、東海第二原発廃炉のための共同した運動をすすめるべきときである。

## 編集後記

▼iPadが便利だ。液晶画面のみのパソコンみたいな、音楽プレーヤーみたいな、デジタル写真立てみたいな、昔の電子手帳みたいな、そんなようなものだが、とにかく起動が速い。▼すぐ使える。ネットに繋がる。新聞が読める。本やマンガが読める。写真もビデオも見える。テレビ電話ができる。地図が見られて現在位置も分かる。旅行に持っていけばガイドブックはいらぬ(電波を受信できる限りにおいて)。他にも色々できるが、若干重いのが難点である。▼携帯電話を入手したときにも感じたが、これでまた未来が近づいた。さらに、部品をすべて自分の細胞でつくって脳に組み込み、情報が直接知覚できるようにすれば学習や記憶の必要がなくなってくる。学校の授業風景、職場の風景は一変するだろう。▼でもそうすると、危険な思想に洗脳されたり、脳にウイルスが感染したりするから、それこそ青法協で健全な思考を啓蒙したり、脳健康診断を毎日したり……ああつ、便利なのか面倒なのか。(町田正裕)